※ブラウン管テレビは、受け付けませ

洗濯機・衣類乾燥機・エアコンなど)

▽農業機械、タイヤ、

バッテリ

・サイクル品(テレビ・冷蔵庫・

▼持ち込めるもの・分別

いる人は入場できません。

分別ができていない人、燃えるごみ

などの、持ち込めないごみを持って

▽燃えるごみ(紙ごみ、ビニール袋、

▽通常のごみ収集で出せるもの(粗大

ごみで出せるものを含む)

▼持ち込めないもの

▽一般家庭以外から出るごみ(事業系

衣服、

プラスチックなどを含む)

共料金支払書など)

い。(運転免許証、健康保険証、

▽廃家電(家電リサイクル品に含まな▽パソコン

▽灯油・消火器などの危険物

れないもの

被災者向けの支援

総合窓口を開設しています

続などをご案内します。 する総合窓口を開設しています。 支援に関する総合的な相談や制度手 平成28年熊本地震の被災者支援に関

▼必要書類

>罹災証明書

▽世帯主名義の通帳 役場1階特設ブ

▼開設時間 開設場所 8時30分 16 時



罹災 (りさい) 証明書の発行

が必要になります。 者支援制度等への利用には罹災証明書 住宅などが地震で被害を受けたこと 町が証明するものです。各種被災

▼必要書類

▽被害を受けた住宅写真(全景含む)

税務課課税係

▽印かん

被災住宅応急修理制度

可能です。 経費を補助します。どの業者でも申請 ない世帯に対して、 被災した住宅を自ら修理する資力の 応急的に補修する

▼内容

日常生活に必要不可欠な最小限度の応 被災した住宅の壊れた屋根・外壁等

▼活用できる人

次 の ① ③の全ての要件を

①半壊または大規模半壊の被害を受け である場合はこの限りではありませ 急修理を行うことにより居住が可能 たこと(全壊の住宅であっても、 満たす 人(世帯) 応

活が可能であることが見込まれるこ うことで、被害を受けた住宅での生

②被災した人(世帯)が、応急修理を行

住宅を利用しないこと

▼所得の要件・半壊

となりました。 申立書」を添付することで申込が可能 たが、「自己資力では修理できない旨のについては一定の所得制限がありまし

▼修理完了日 12月13日火

応急仮設住宅

被災者に、簡単な住宅を仮設し一時的 に提供します。 自らの資力では住居が確保できない

- 平成28年4月14日時点で御船町に住
- 災害救助法に基づく住宅応急修理制
- 度(みなし応急仮設住宅) ない を利用し
- た人(申込の際「2次調査申請書」調査の判定区分が「半壊」以上であっ の写しが必要)

③応急仮設住宅およびみなし応急仮設

これまで、 半壊の被害を受けた世帯

▼必要書類

福祉課社会福祉係

▼対象者

- 所を有していた人
- 度を利用していない

▼限度額 57万6千円

罹災証明書

の解体撤去費用について

全壊・大規模半壊・半壊家屋

- 今回の災害により住居が▽全壊▽大 規模半壊▽半壊で住居の解体を予定 している 世帯
- 県被災者向け民間賃貸住宅借上げ制
- 現在2次調査を申請中の 人で、

▼ 期 間 ▼申請受付時期 住み始めてから原則2年以内

10

(今後も建設予定あり) 仮設住宅完成に伴い、 順次受付

▼必要書類 罹災証明書

☎282-1342

いて詳細の検討がされているところで助制度については、現在、国・県にお屋または半壊家屋の解体撤去費用の補 す 平成28年熊本地震で被災した全壊家

に対するものではありません。 う費用に対する補助制度であり、 町が所有者に代わって解体・撤去を行 居・小屋等)の所有者の申請に基づき、 なお、この制度は被災した家屋(住 個人

▼すでに解体してしまった被災家屋の ▼申請・相談窓口 役場1階総合窓口

解体撤去費用について

り扱いについても、町が特に必要と判 まった被災家屋の解体・撤去費用の取 制度決定前に、 した場合は補助の対象となります。 すでに解体してし

- 解体工事前、工事中、工事後の状況 を記録した写真
- 解体工事に係る契約書、 収書 見積書、
- 解体工事に係るマニフェスト

中小企業向けの支援制度など

▼相談窓口

セーフティネット保証4号 (資金特例貸付)

セーフティ 地震の影響を受けた中小企業者が ネット保証4号の認定を受

※家具でガラスが付いているも

(サッシなど)は、可能な限りガラ(サッシなど)は、可能な限りガラスが付いているもの

問

環境保全課環境衛生係

ます)。

※解体後の新築費や、被災した建物の

※空き缶、スプレー缶は、

木くず /ルロハード収集時に出してください。 リサイクル

▽金属くず

たは半壊と判定されたもの)

修繕・リフォームの費用は対象にな

りません(所有者の自己負担とな

▽木くず (建築材)

木くず(家具類)

罹災証明書(全壊、

大規模半壊、

ま

い家電品など)

用できます。

協会の保証(保証割合100%)を利

けると、一般保証とは別枠の信用保証

指定地域内で1年以上継続して事業 を行っていること

※ 月

医は搬出作業のため閉鎖

※割れていないビンについては、 ▽ガラス・陶器くず(割れたもの)

リサ

イクル収集に出してください。

災害ごみの仮置き場

災害ごみの仮置き場を設置します

▽焼き瓦

など

▽コンクリートブロック、セメント瓦

スと木材に分別してください。

当分の間

※天候により中止する場合あり

▼場所 町民グラウンド

▼注意事項

• 受付で、町が発行する罹災証明書(写

▽廃畳 ▽布団

▽その他(災害廃棄物と判断で

ことがわかる書類を提示してくださし可)または御船町に在住している

▼受付時間

午前の部 午後の部

13 時~16 時 9時~正午

▽ソファー・ベッド

>石膏ボー マスレート

原則最近1ヵ月の売上高が前年同月 まれること 年同期に比べて20%以上減少が見込 2ヵ月を含む3ヵ月間の売上高が前 に比べて20%以上減少し、 その後

申請期限 9月2日金

当該認定が信用保証を確※延長の可能性あり

■注意事項 約するものではありません

問 商工観光課 商工観光係

熊本県よろず支援拠点

震災に伴い、

資金繰りが厳しくなっ

一般家庭からの震災ごみとして見ら など でご確認ください。 ジ(「熊本県よろず支援拠点」で検索) が設置されました。詳細はホ プで対応する「熊本県よろず支援拠点」 たなど、様々な経営課題にワンストッ

ムペー

※当分の間は土日祝日も対応

中小企業向け支援施策ガイドブック

向けて活用できる支援施策の情報をま とめたガイドブックを作成していま た中小企業者が、事業の復旧、 中小企業庁では、熊本地震で被災し 是非ご活用下さい。 再開に

ガイドブックは中小企業庁ホー ジで閲覧できます。

御船町商工会相談窓口

けています。 町商工会において、 会員・非会員問わず相談を受け付 相談窓口を設置

問 町商工会

被災農業者向けの支援

相談窓口を設置しました 被災農業者向け営農再建支援

業者に対し、これからの営農再建に向 総合的な相談窓口を設置します。 けた取組みを支援するため、当面の間、 平成28年熊本地震で被害を受けた農